

議案第44号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和6年9月10日提出

七飯町長 杉原 太

1 無償譲渡する財産

(1) 財産の名称 平成21年度及び平成22年度の総務省「地域情報通信基盤整備推進交付金」及び内閣府「地域活性化・公共投資臨時交付金」を活用し、七飯町地域情報通信基盤整備事業により整備した七飯町光ファイバケーブル等設備一式

[ 光ケーブル 80,112.9m、つり線 1,460.0m、クロージャ 471個、電柱 315本、支柱 5本、支線 49条、管路 97.1m ]

(2) 所 在 本町3丁目、本町4丁目、桜町1丁目、字桜町、字上藤城、字藤城、字峠下、字仁山、字大沼町、字上軍川、字軍川、字東大沼及び字西大沼の地内

2 無償譲渡する日

令和7年4月1日

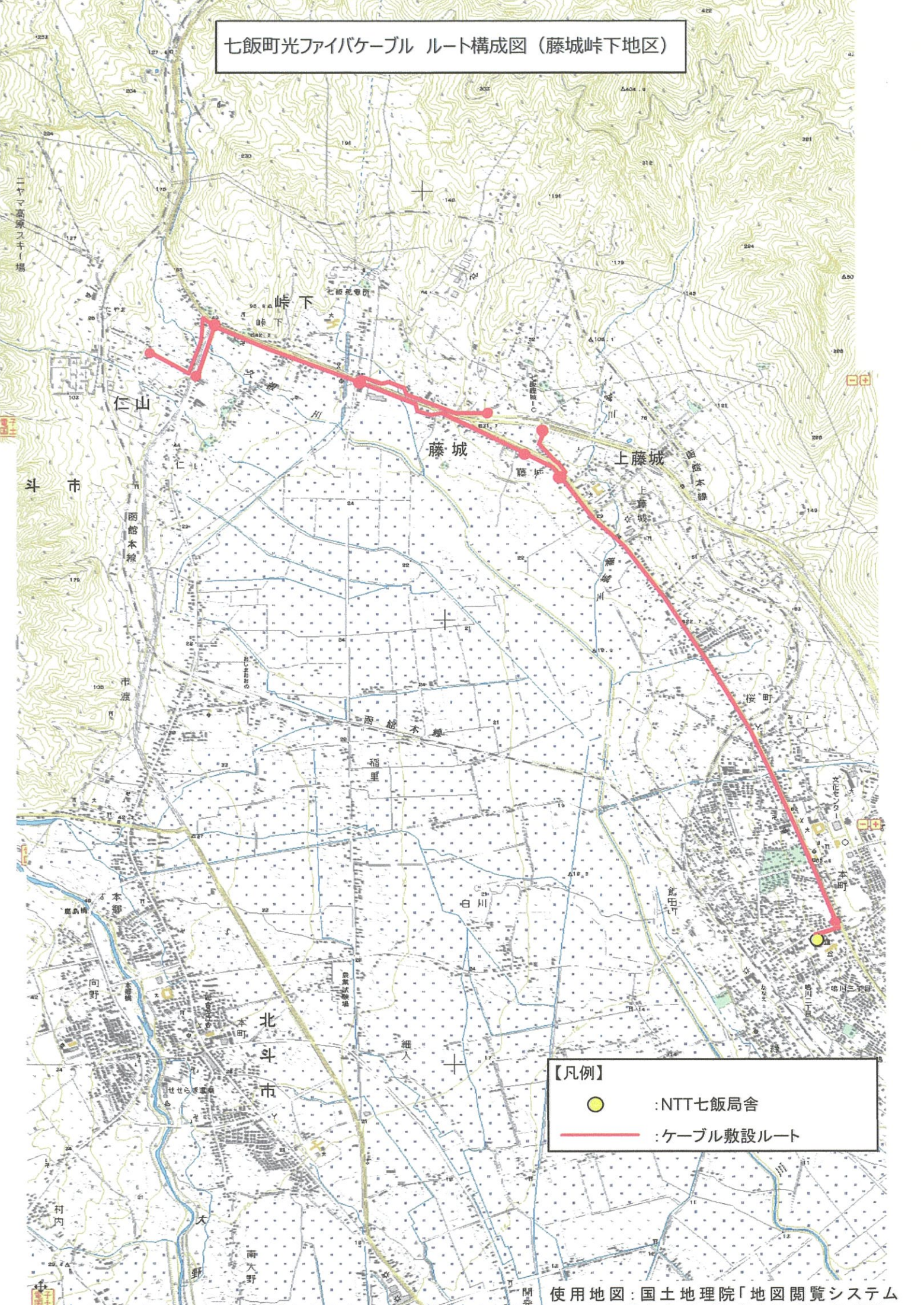
3 無償譲渡の相手方

札幌市中央区大通西14丁目7番地

東日本電信電話株式会社

執行役員 北海道事業部長 島津 泰

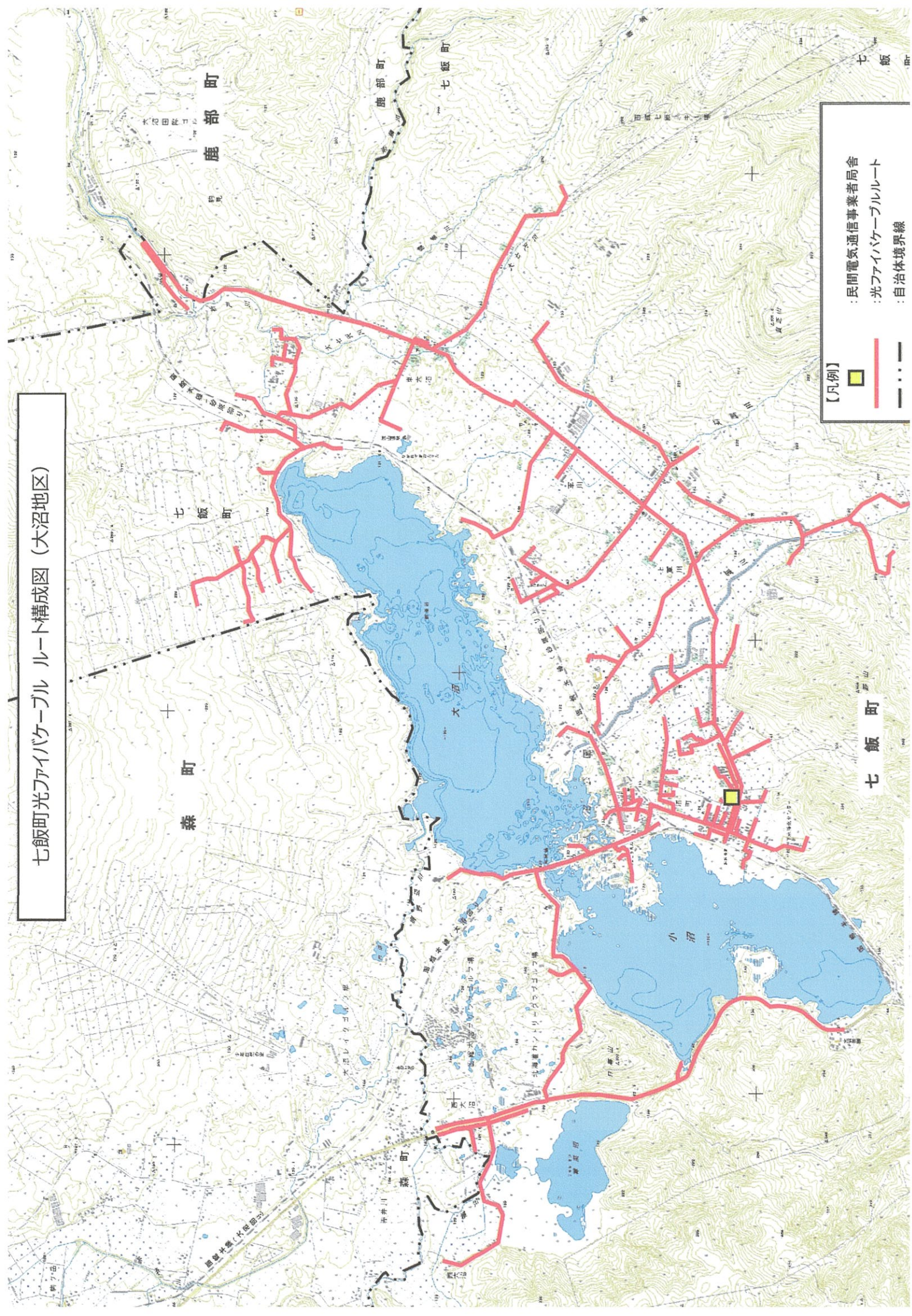
# 七飯町光ファイバケーブル ルート構成図 (藤城峠下地区)



**【凡例】**

- : NTT七飯局舎
- : ケーブル敷設ルート

七飯町光ファイバケーブル ルート構成図 (大沼地区)



【凡例】

- 民間電気通信事業者局舎
- 光ファイバケーブルルート
- 自治体境界線

七飯町

鹿部町

七飯町

森町

森町

小沼

大沼